

雲仙市森林整備計画書

計画期間

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日

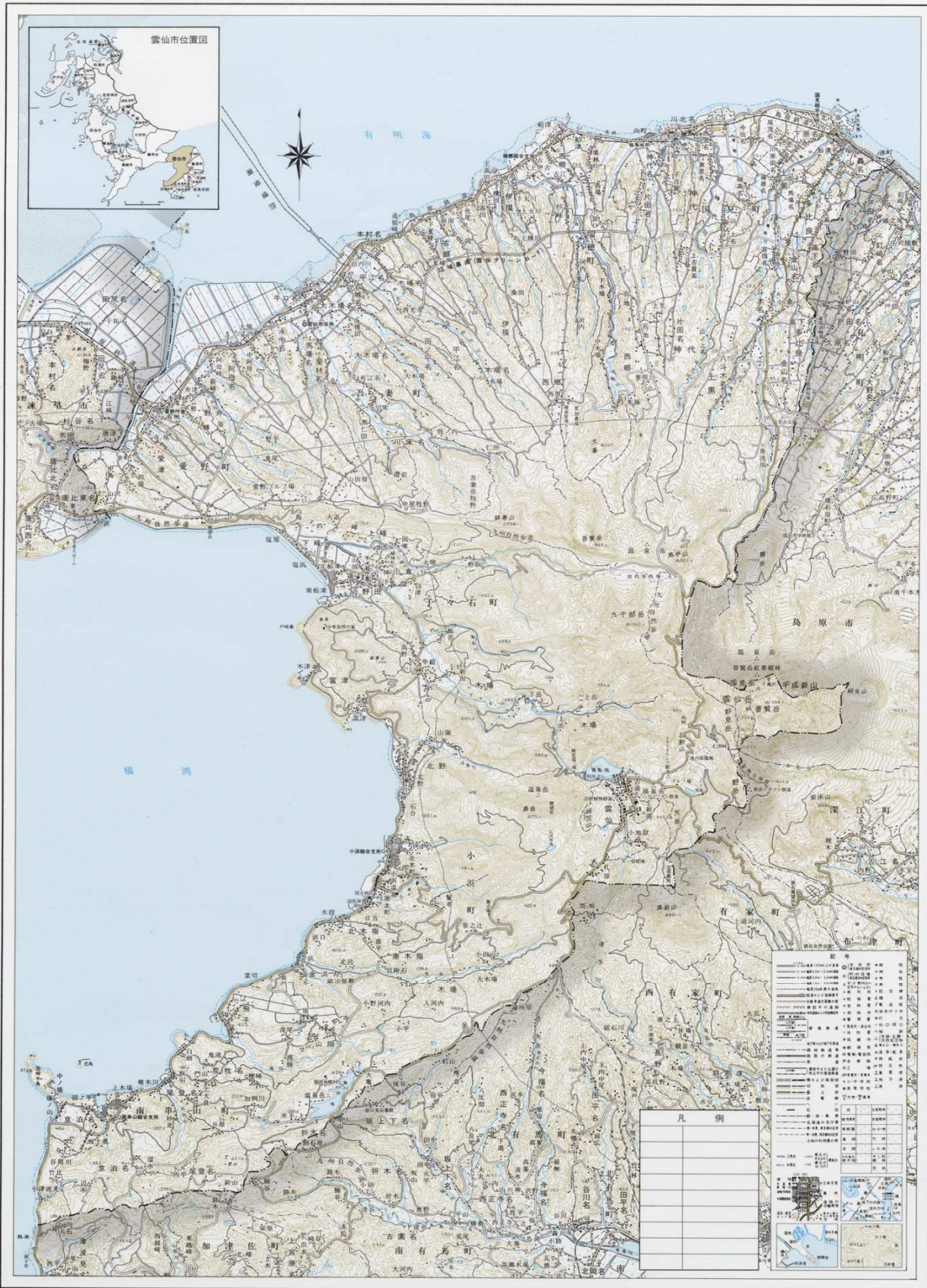
令和 8 年 3 月 1 9 日

長 崎 県

雲 仙 市

雲仙市管内図

平成十七年十月



雲仙市役所

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	P. 3
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	P. 6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	P. 6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	P. 8
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	P.11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	P.12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	P.17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	P.18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ P.18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ P.21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ P.22
第1	鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ P.22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ ・ P.23
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ P.24
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ P.24
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	

※本計画書に記載されている林班番号の千の位の数字は、以下の旧町を表します。

国見町	1 ～
瑞穂町	1 0 0 1 ～
吾妻町	2 0 0 1 ～
愛野町	3 0 0 1 ～
千々石町	4 0 0 1 ～
小浜町	5 0 0 1 ～
南串山町	6 0 0 1 ～

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、島原半島の北西部に位置し、北岸は有明海に、西岸は橘湾に面しており、半島の中心部に位置している雲仙普賢岳を中心としてその裾野に農地及び住宅地が広がっている。

地形は、雲仙山系の険しい山地とそれに連なる丘陵地、及び海岸沿いに広がる平野部からなり、東西17km、南北24kmとなっている。

本市の総面積は214,29km²であり、県全体(4,131,21km²)の約5.2%を占めており、森林面積は約10,383haで、総面積の48.5%を占めている。民有林面積は、約6,616haで、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は、約4,533haであり、人工林率は68.5%となっている。

近年、木材価格の低迷や林業活動諸経費の高騰、林業従事者の高齢化、後継者の不足に加え、台風等自然災害による森林被害のため、経営意欲が減退する等林業を取り巻く情勢は、厳しいものがあり、森林施業が適正に実施されていない状況にあり、森林の持つ公益的機能を低下させ、市民生活に影響を及ぼすことが懸念される。

本市は、40年生から60年生までの齢級構成比が高く、伐期を迎える林分も多く存在することから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である林業の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが課題である。

2 森林整備の基本方針

森林の保全と適正な整備を推進しながら、豊富な人工林資源を生かし、林業を元気にする森林づくりを目指す。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、生物多様性保全機能、文化機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場をして適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基礎施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、生物多様性保全、文化及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策等の森林の保護等に関する取り組みを推進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を以下のとおり定める。

（水源涵養機能）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利用施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

（山地災害防止機能／土壌保全機能）

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い地域土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、

林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

（快適環境形成機能）

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

（保健・レクリエーション機能）

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

（文化機能）

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

（生物多様性保全）

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。

このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考えに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(木材等生産機能)

材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

適切な森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本市の林業労働力の担い手である雲仙森林組合は、現在、搬出間伐を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分が多いため、搬出間伐に加え、主伐・再造林を計画的に推進するためにも、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進することとする。

また、適切な森林整備を推進するために、森林組合、林研グループ、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署長等関係機関との相互の連携をより一層密にし、講演会等を通じて、林業事業体等への技術指導、林家への啓発普及に努めると共に、国、県等の補助事業を活用することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署長等で相互に連絡を密にして合意形成を図り、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市全域	35年	40年	35年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採の対象とする立木については、1に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全に配慮する観点から「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき伐採するものとする。

さらに集材に当たっては、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適合した方法により行うものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。

樹 種	施業体系	主伐の時期 (年)
ス ギ	短伐期	50
	長伐期	70
ヒノキ	短伐期	55
	長伐期	80

（注）長伐期施業とは標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチョウ、 カヤ、その他有用針葉樹 クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツ バキ、その他有用広葉樹	

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとする。

人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	1,500～3,000	
ヒ ノ キ	1,500～3,000	

注）複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定することとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。 なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行なう伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業の効率化・省力化に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	2月～4月初旬までに行うものとする。（コンテナ苗を除く）

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき時期

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に完了するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、長崎県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	別添の長崎県天然更新完了基準による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	別添の長崎県天然更新完了基準のうち将来高木となりうる広葉樹とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
(1) のとおり	16,000 本／h a

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち 5,000 本／h a 以上の本数（ただし、草本類や低木の丈を超えるものに限る。）を成立するものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うことを定めるものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、長崎県天然更新完了基準の第6に記載のとおりとし、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

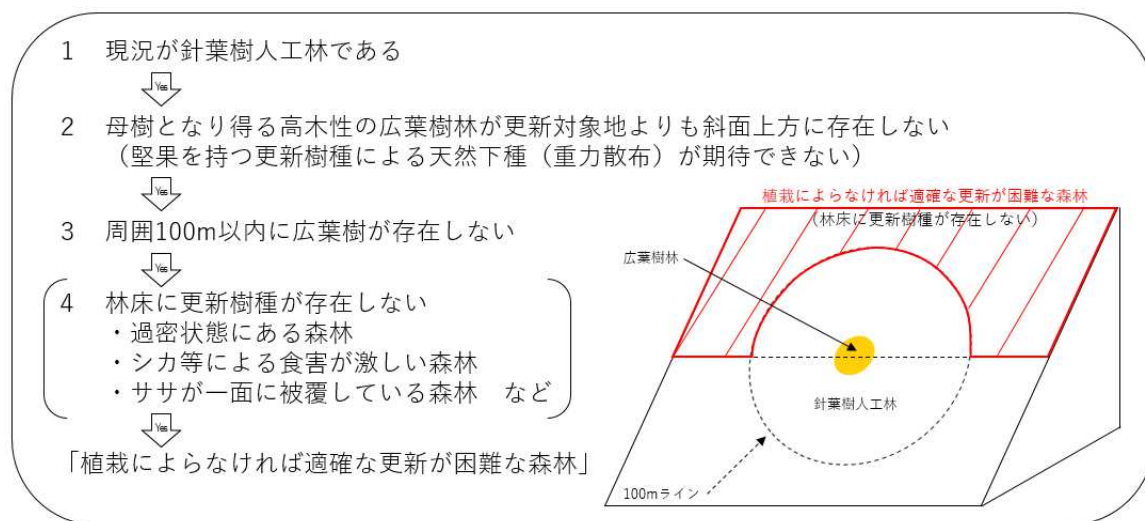
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

次の図を基準とする



資料：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし。	

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な 方法	備 考
			初回	2 回	3 回	4 回	5 回		
ス ギ	短伐期	1,500 ～3,000	1 6	2 1	2 7	3 4	4 2	間伐率は、本 数又は材積 比 で 概 ね 30%とする。 間伐木の選 定は、林分構 成の適正化 を図るよう 形成不良木 等に偏ること なく行う こととする。	原 則 と し て、長崎県 間伐指針表 (短伐期) 及び長伐期 施 業 体 系 (長伐期) のとおり
	長伐期		2 0	2 8	3 6	5 0			
ヒノキ	短伐期		1 7	2 3	3 0	4 0			
	長伐期		2 0	3 0	4 2	5 4			

間伐の実施間隔については、標準伐期齢以上は15年、標準伐期齢未満は10年とする。

保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
下刈	スギ	1	2	2	1	1	1	1	←→	1								植栽木が下草より抜け 出るまで行う。実施時期 は、6～7月頃を目安とす る。	
	ヒノキ	1	2	2	1	1	1	1	←→	1									
つる 切り	スギ							1	↔	1								下刈り終了後、つるの 繁茂の状況に応じて行 う。実施時期は6～7月頃 を目安とする。	
	ヒノキ								1	↔	1								
除伐	スギ											1	↔	1				造林木の生長を阻害し たり、阻害が予想される 侵入木や形成不良木を除 去する。実施時期は10～ 3月頃を目安とする。	
	ヒノキ												1	←→	1				
枝打	ヒノキ										1	←→		1	←→		1	病害虫の発生を予防す るとともに、材の完満度 を高め、優良材を得るた めに行う。実施時期は、 樹木の成長休止期の12 月下旬～3月上旬頃とす る。	

注) 1、2は、実施回数。

3 その他必要な事項

特になし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限については下記のとおりとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市全域	45年	50年	45年	50年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が低い森林等について定めるものとする。

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接に関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環

境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等とする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能及び文化機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等とする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み森林において、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等とする。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市全域	70年	80年	70年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な当該森林の区域を別表1により定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

別表1

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 (35～40、42～46、48～62、66、75～94、115、120、122～124、127～140、155、156、158、164、166～176、181～186)、 4～15、17、18、24 1003～1005、1007、 1008 (9～166、181、182)、 1009 (14～28、34～126、129～145)、 1010 (8、9、11～65、73～161、176、177、208、210、214～240、242～308)、 1011 (79～164、166、201～202、207～381)、 1012 (21～168、192～214) 2001 (8～26、28、30～32、77～215)、 2002、2003 (22～191)、2005～2007、 2009、2012～2015 4001～4005、4010～4013、4018 5006、5007、5011、 5013 (380～391、394～399、402～405、407～411)、 5014 (112、113、116～506)、 5015～5017、5019～5021、 5023 (1～12、23～30、32～36、	3,636.25

	38～58、66～95、100、101、 104、105、111、112、114～117、 149～163、168～176、215～226)、 5024 (1～84、87～104、111、115～117、 132～140、144、145、148～283)、 5025～5031	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全 の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林	1 (8～313)、2 (177～226)、 1002 2016 (1～28、31～156)、2017、 2018 (31～35、37～40、42～203)、 2020 (91～187)、2021 (15～53) 4006～4009 5032～5033	758.16
快適な環境の形成の機能の維持増進を図 るための森林施業を推進すべき森林	1 (2～6)、3 (187、188)、16 (2～8) 1001 (200～202)、 1006 (265、266、283、284、286～288) 4016 (377～384)	9.30
保健文化機能の維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林	19、20 4015、4017 5001～5003、5018、5034～5036 6010	592.93
その他の公益的機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	1 (8～313)、2 (177～226)、 3 (35～40、42～46、48～62、66、 75～94、115、120、122～124、 127～140、155、156、158、164、 166、168～176、181～186)、 4～15、17～20、24 1002～1005、1007、 1010 (8、9、11～65、73～161、176、 177、208、210、214～240、 242～308)、 1011 (79～164、166、201～202、 207～381) 1012 (21～168、192～214) 2001 (8～26、28、30～32、77～215)、 2002、2003 (22～191)、2005～2007、 2009、2012～2015 4001～4013、4015、4017、4018 5001～5003、5006、5007、5011、5016、 5017、5019～5021、5029～5031	4,103.84
特に効果的な施業が可能な森林	2001 (8～26、28、30～32、77～215)、 2002、2005～2007、2012	369.26

※ () 内は小班

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積
-------	-------	----

		(h a)	
伐期の延長を推進すべき森林		3 (35～40、42～46、48～62、66、75～94、115、120、122～124、127～140、155、156、158、164、166～176、181～186)、 4～15、17、18、24 1003～1005、1007、 1008 (9～166、181、182)、 1009 (14～28、34～126、129～145)、 1010 (8、9、11～65、73～161、176、177、208、210、214～240、242～308)、 1011 (79～164、166、201～202、207～381) 1012 (21～168、192～214) 2001 (8～26、28、30～32、77～215)、 2002、2003 (22～191)、2005～2007、 2009、2012～2015 4001～4005、4010～4013、4018 5006、5007、5011、 5013 (380～391、394～399、402～405、407～411) 5014 (112、113、116～506) 5015～5017、5019～5021、 5023 (1～12、23～30、32～36、38～58、66～95、100、101、104、105、111、112、114～117、149～163、168～176、215～226)、 5024 (1～84、87～104、111、115～117、132～140、144、145、148～283)、 5025～5031	3,636.25
長伐期施業を推進すべき森林		1 (8～313)、2 (177～226)、19、20 1002 2016 (1～28、31～156)、2017、 2018 (31～35、37～40、42～203)、 2020 (91～187)、2021 (15～53) 4006～4009、4015、4017 5001～5003、5018、5032～5036 6010	1351.09
す べ き 森 林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業 を推進すべき森林	1 (2～6)、3 (187、188)、16 (2～8) 1001 (200～202)、 1006 (265、266、283、284、286～288) 4016 (377～384)	9.30
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進 すべき森林			

※ () 内は小班

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし。

(2) その他

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあつては、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する働きかけや施業集約化に向けた長期の施業の受委託等森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備等森林管理の適正化を図るものとする。

市においては、座談会や出前講座等を開催して地域のニーズを把握しつつ、森林経営の受託事業者への指導、助言、支援施策を通じて地域のニーズに応じた市の森林整備構想の具現化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の森林施業の受託等を推進することにより、森林経営計画の作成に努めるものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市の森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかける。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画を作成については、森林計画図や GIS・ICT 等を活用し、森林施業の共同化が有効であるかを検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ働きかける。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかける。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画作成者が行うよう指導する。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導する。
- ③ 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めるよう指導する。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムは次表のとおりとする。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	—	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	—	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。スイングヤード、タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路網	開設予定延長 (m)	対図番号	備 考
1003 (55、83、84、91～93、101、107、108、110)、 1005 (116、119～123、133～140、145～147、150、151、153)、 1007 (1～15、17～19、21)	35.99	瑞穂タケビ線	1,000m	①	
1011 (224)、1012 (202～204、208～211) 2001 (212～215)	28.48	本川内線	1,100m	②	
2012 (162、163、174～185、189、191～197、199～214、216～218、222、229)	31.78	吾妻牧ノ内仁田線	1,000m	③	

5015 (317～319、419、420、424、425)、 5016 (1～11、16～19)	43.73	小浜南木指線	1,000m	④	
--	-------	--------	--------	---	--

※ () 内は小班

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、長崎県林業専用道作設指針（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 森整第 82 号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位 置	路線名	延長及 び 箇所数	利用区域 面 積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	雲 仙 市 瑞穂町	瑞穂タケビ線	1 箇所線 1.0	35.99	○	①	
開設	自動 車道	林業 専用道	雲 仙 市 瑞 穂 町・吾妻町	本川内線	1 箇所線 1.0	28.48	○	②	
開設	自動 車道	林業 専用道	雲 仙 市 吾妻町	吾妻牧ノ内仁 田線	1 箇所線 1.0	31.78	○	③	
開設	自動 車道	林業 専用道	雲 仙 市 小浜町	小浜南木指線	1 箇所線 1.0	43.73	○	④	
開設計					4 箇所線 4.0				
拡張計									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

また、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインの策定について」（平成 27 年 3 月 27 日付け 26 林整第 852 号林野庁森林整備部整備課長通知）等に基づくインフラの長寿命化を図るため、林道橋等の個別施設計画を策定し、計画に基づき点検と補修を実施する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知）を基本として長崎県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 森整第 82 号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
なし。				

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業事業体の経営体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化を図る等、林業事業体の経営体質強化を推進するものとする。特に森林組合にあっては搬出間伐材等林産事業を集約化してさらに推進していくために役職員の経営意識の向上を図るものとする。

(2) 林業従事者の養成・確保

雨天等作業中断時の就労等通年雇用に必要な施設の整備や広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等に努めるものとする。

また、「林業労働力確保支援センター」が林業事業体の要請に基づく委託募集、高性能林業機械の貸付、林業技術者の研修、雇用情報の提供・相談・援助等を実施し、林業技能者の確保を図るものとする。

なお、地域の森林整備を推進するため、異業種の参入を含めた新たな林業事業体の育成に努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図るものとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材		プロセッサ	ハーベスタ プロセッサ
集 材		グラップル ウインチ フォワーダ	グラップル ウインチ フォワーダ
造 林	地拵え 下 刈	チェーンソー 刈 払 機	チェーンソー 刈 払 機
保育等	枝 打	人 力	人 力

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需用開発を検討し有効活用を目指すものとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
なし。							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（1）区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

（2）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対策鳥獣の別に防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害対策を推進する。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、関係機関と連携して推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（h a）
なし。		

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内での森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。

特に、マツクイムシ被害対策については松林の果たしている役割、被害の状況等の実態を踏まえ、特別伐倒駆除、伐倒駆除、地上散布、樹幹注入を合理的に組み合わせ、効果的な実施を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除等に向け、地元行政機関、森林組合等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までを行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害は現在のところ所見されていないが、農業被害対策と連携した取り組みを行っていく。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等のほか、地域住民に対する防火対策のための普及啓発等を行うものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

雲仙市火入れに関する条例（平成17年10月11日、条例第158号）に従い実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
なし。	

- (2) その他
特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
なし。								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
なし。	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし。

(2) 立木の期待平均樹高

特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地区の名称	林班	区域面積 (ha)
国見・瑞穂地区	1～24、1001～1008	1,538.61
瑞穂・吾妻・愛野地区	1009～1013、2001～2021、3001～3007	1,418.28
千々石・小浜地区	4001～4018、5001～5006	1,517.04
小浜・南串山地区	5007～5036、6001～6010	2,139.71

(3) 経営管理実施権が設定された森林

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
なし。				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当市においては、森林所有者及び林業事業者の高齢化に伴い懸念される林業の担い手対策として、「持続可能で経営効率の高い林業」を構築して地域振興に寄与する。

山村地域の振興として、成熟した人工林資源を活かした林業を活性化し、農林家の育成、若者の雇用の場としての森林利用を支援する。

また、雇用機会の創出と安全かつ高度な林業技術の伝承のために、林業技術のアドバイザーによる講習会、座談会等の開催や支援を行い、「林業」が地域産業として定着するよう

に、新たな担い手確保と併せた地域振興を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将 来）		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
なし。					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民には、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むために、森林の重要性・森林の生活環境改善に寄与する多面的機能の啓発等を推進する。

また、森林づくりに対するボランティア・緑の少年団の育成等も積極的に推進することとする。

具体的には、市で実施する産業まつり等のイベントにおいて、間伐材の有効利用の PR や、森林環境譲与税、ながさき森林環境税を活用した事業の PR 等を行う。

（２）上下流連携による取組に関する事項

市内の木材加工施設や建設・建築業などへ県産材の流通を促す取り組みについて支援する。

（３）その他 特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作 業 種	面 積	備 考
国見地区 瑞穂地区 吾妻地区 愛野地区	間伐	20 ha	

7 その他必要な事項

以下地域の実態に応じ必要な事項を上げるが、保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

（１）森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

（２）国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

「伐採及び伐採後の造林届出制度」、「森林の土地の所有者届出制度」及び「保安林制度」の周知徹底や遵守により、国・県等の関係機関との連携の下、森林の適正な管理に努めることとする。

(3) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

小浜町の富津地区や諏訪の池周辺は、風光明媚な観光ポイントであるため、景観や環境に配慮していかなければならない。

(4) 公有林の整備に関する事項

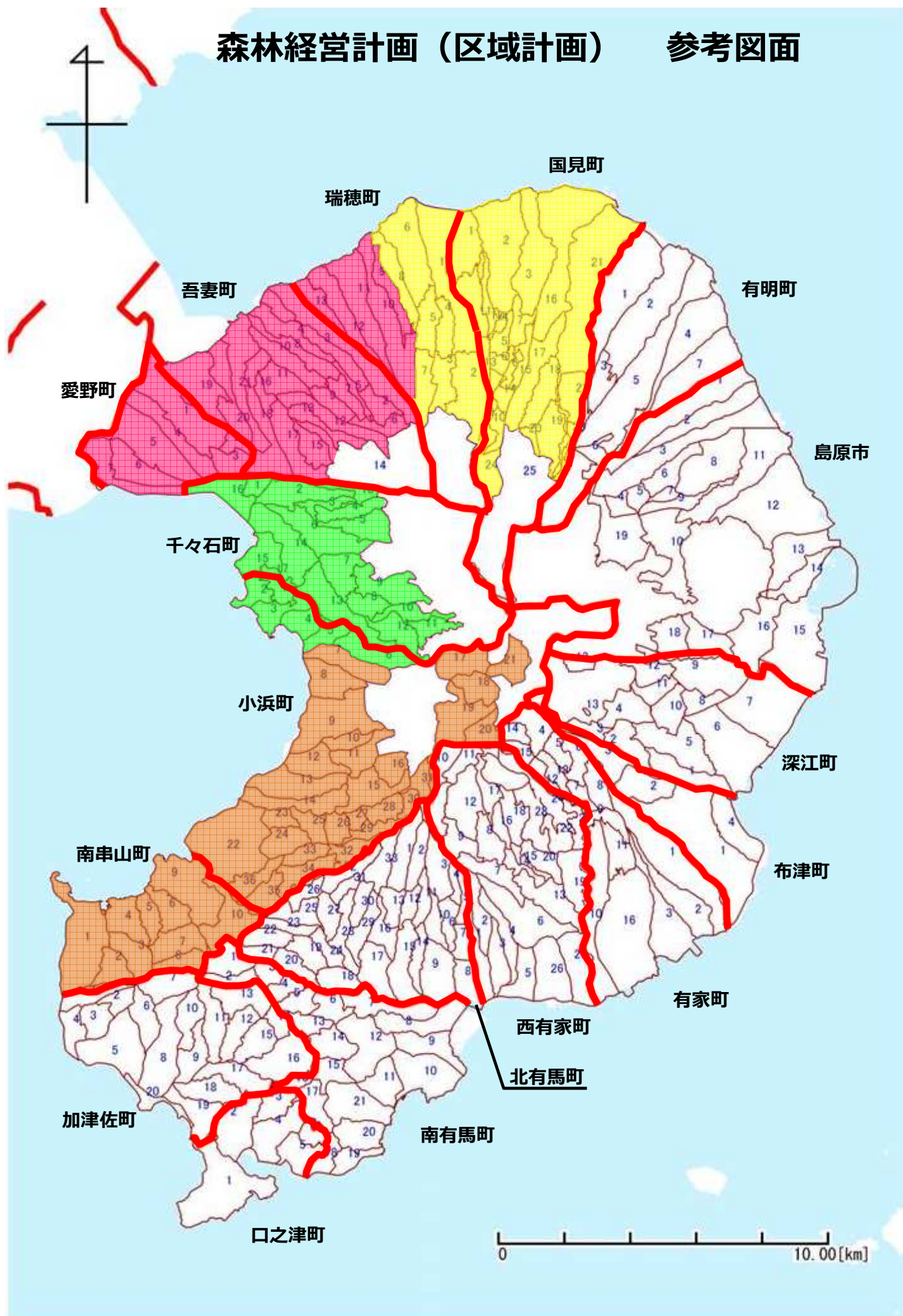
市内の県営林、市営林等の公有林と私有林が効率的な森林施業を行うため、路網配置の選定、作業ポイントや集材土場の設置、施業実施時期、木材の出荷等について調整を図るものとする。

また、本市は現在、人工林を中心に森林を所有しており、人工林については、森林組合・林業事業体へ、保育施業・利用間伐施業等を委託し実施することとし、地域の林業労働力事情を考慮して作業時期が重複することがないように委託時期を他の委託者と調整を図るものとする。

なお、林業労働力確保及び市内での雇用場の創出による地域振興を目的として、新たな林業事業体が受注する機会を設けるものとする。

森林経営計画（区域計画）

参考図面



長崎県天然更新完了基準

平成19年5月

1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カン類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表掻き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
 - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m 以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m 以上）とする。
 - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

6 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。

- (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。

ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。

※更新調査の時期の根拠

- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
- ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。

- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。

- 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積 1.0ha 未満 2箇所以上

1.0～3.0ha 未満 3箇所以上

3.0ha 以上 5箇所以上

- 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。

- 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積10㎡（半径1.78mの水平円等）を設定する。

- 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。

- 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視することができるが、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。

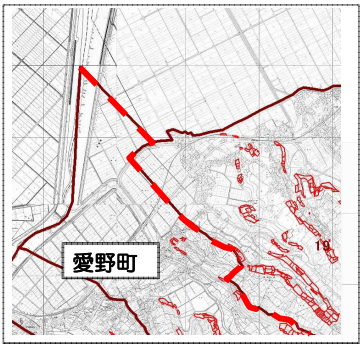
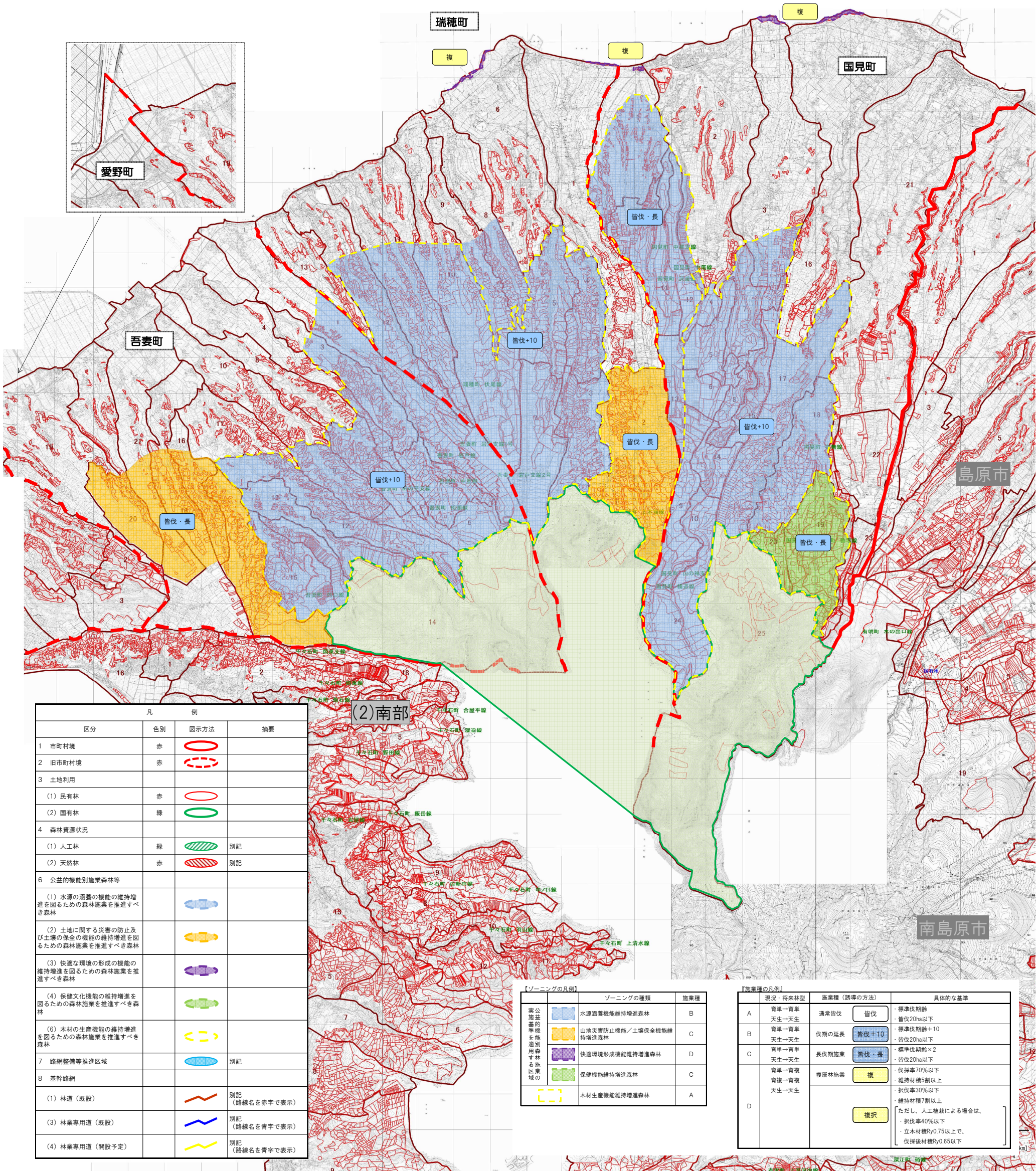
- (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

7 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあつては、当該法令の規定等によるものとする。

- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。

雲仙市森林整備計画図
S=1：50，000 (1) 北部



(2)南部

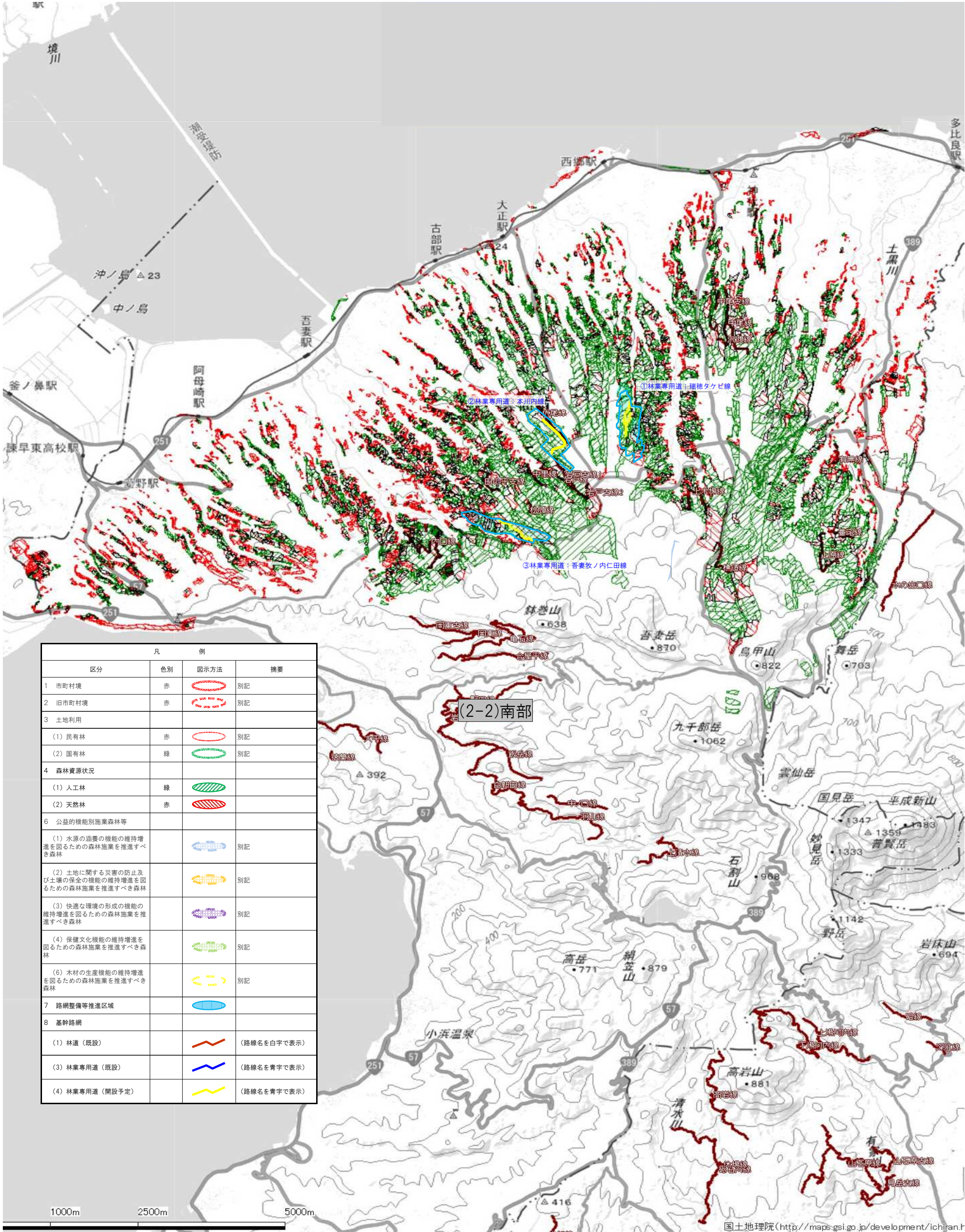
凡		例	
区分	色別	図示方法	摘要
1 市町村境	赤		
2 旧市町村境	赤		
3 土地利用			
(1) 民有林	赤		
(2) 国有林	緑		
4 森林資源状況			
(1) 人工林	緑		別記
(2) 天然林	赤		別記
6 公益的機能別施業森林等			
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(6) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
7 路網整備等推進区域			別記
8 基幹路網			
(1) 林道（既設）			別記（路線名を赤字で表示）
(3) 林業専用道（既設）			別記（路線名を青字で表示）
(4) 林業専用道（開設予定）			別記（路線名を青字で表示）

【ゾーニングの凡例】	
ゾーニングの種類	施業種
水源涵養機能維持増進森林	B
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	C
快適環境形成機能維持増進森林	D
保健機能維持増進森林	C
木材生産機能維持増進森林	A

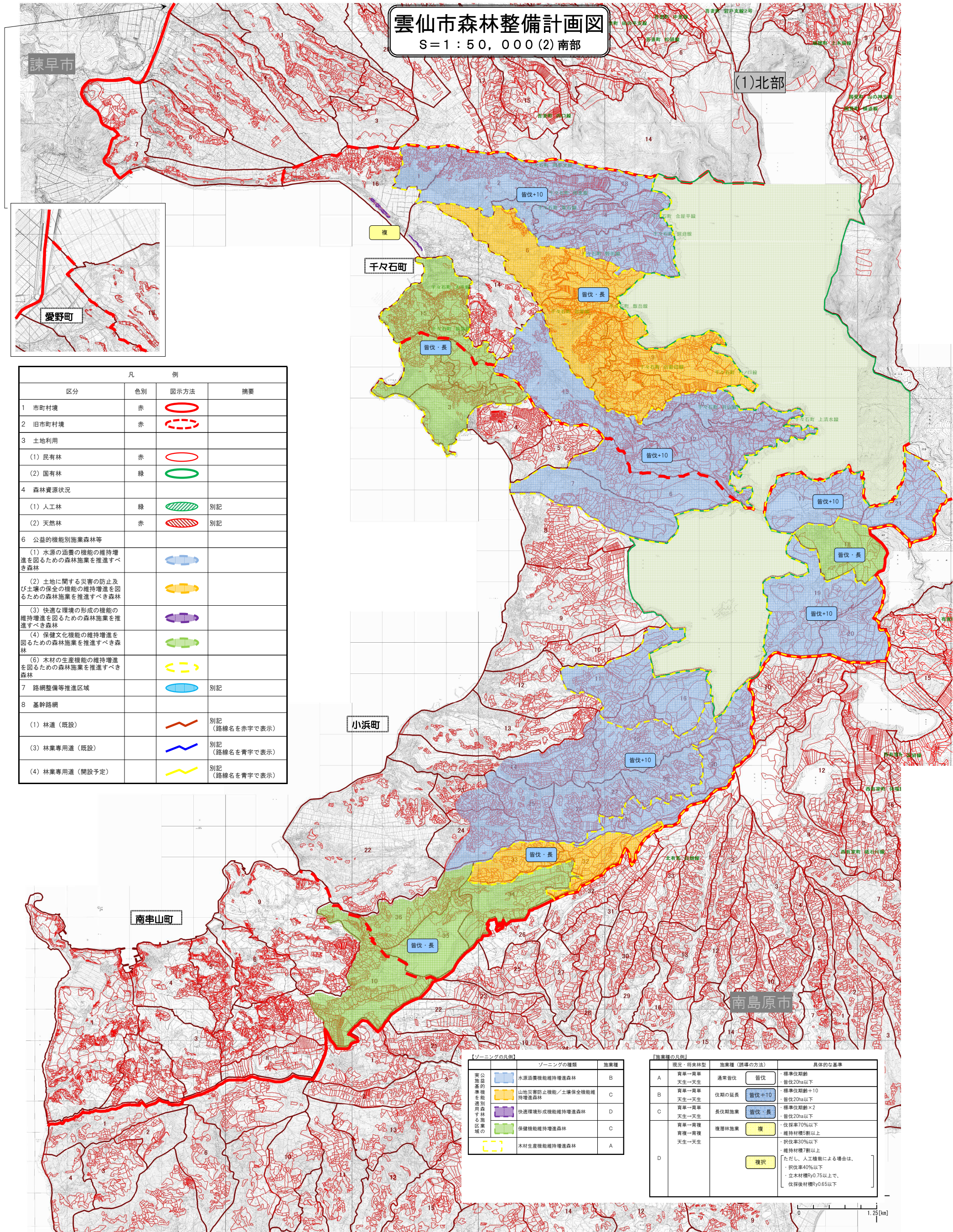
【施業種の凡例】	
現況・将来林型	施業種（誘導の方法）
A 青単→青単 天然→天然	通常皆伐 皆伐
B 青単→青単 天然→天然	伐期の延長 皆伐+10
C 青単→青単 天然→天然	長伐期施業 皆伐・長
D 青単→青複 青複→青複 天然→天然	複層林施業 複
	複択
具体的な基準	
・標準伐期齢 ・皆伐20ha以下	
・標準伐期齢+10 ・皆伐20ha以下	
・標準伐期齢×2 ・皆伐20ha以下	
・伐採率70%以下 ・維持材積5割以上	
・択伐率30%以下 ・維持材積7割以上	
ただし、人工植栽による場合は、 ・択伐率40%以下 ・立木材積Ry0.75以上で、 伐採後材積Ry0.65以下	

雲仙市森林整備計画図

S=1：60，000 (1-2) 北部



雲仙市森林整備計画図
S=1:50,000 (2) 南部



凡 例			
区分	色別	図示方法	摘要
1 市町村境	赤		
2 旧市町村境	赤		
3 土地利用			
(1) 民有林	赤		
(2) 国有林	緑		
4 森林資源状況			
(1) 人工林	緑		別記
(2) 天然林	赤		別記
6 公益的機能別施業森林等			
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
(6) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			
7 路網整備等推進区域			別記
8 基幹路網			
(1) 林道（既設）			別記 (路線名を赤字で表示)
(3) 林業専用道（既設）			別記 (路線名を青字で表示)
(4) 林業専用道（開設予定）			別記 (路線名を青字で表示)

【ゾーニングの凡例】		
	ゾーニングの種類	施業種
実公施業基的準備を能適用する施区域の	水源涵養機能維持増進森林	B
	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	C
	快適環境形成機能維持増進森林	D
	保健機能維持増進森林	C
	木材生産機能維持増進森林	A

【施業種の凡例】		
現況・将来林型	施業種（誘導の方法）	具体的な基準
A 青単→青単 天生→天生	通常皆伐 皆伐	・標準伐期齢 ・皆伐20ha以下
B 青単→青単 天生→天生	伐期の延長 皆伐+10	・標準伐期齢+10 ・皆伐20ha以下
C 青単→青単 天生→天生	長伐期施業 皆伐・長	・標準伐期齢×2 ・皆伐20ha以下
D 青単→青復 青復→青復 天生→天生	複層林施業 複	・伐採率70%以下 ・維持材積5割以上
	複択	・択伐率30%以下 ・維持材積7割以上 ただし、人工植栽による場合は、 ・択伐率40%以下 ・立木材積Ry0.75以上で、 ・伐採後材積Ry0.65以下

雲仙市森林整備計画図
S=1：60,000 (2-2) 南部

